## 魚津市告示第74号

魚津市水産業経営安定補助金交付要綱の一部改正について 魚津市水産業経営安定補助金交付要綱(平成20年魚津市告示第124号)の 一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

魚津市長 村椿 晃

附則第3項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。 別表3.漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)に基づく漁獲共済掛金 補助の項中

Γ

| 本人負担掛金に対し | 沿岸沖合漁業者又は市長が  |
|-----------|---------------|
| ・ぶり定置     | 特に必要と認める漁業者に限 |
| 5 %以内     | る。            |
| ・その他の定置   |               |
| 16%以内     |               |
| ・その他漁業    |               |
| 20%以内     |               |

を

Γ

## 本人負担掛金に対し (沿岸沖合漁業)

- ・ぶり定置 5%以内
- ・その他の定置 16%以内
- ・その他漁業
- 20%以内 (サンマ漁業)
- ・サンマ棒受網
  - 2%以内

沿岸沖合漁業者及びサンマ 漁業者であって、魚津船籍の 漁船に限る。

に

改める。

附則

この告示は、公表の日から施行する。